

1 入札説明書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	5	第2章	8	(1)	イ 運営業務	「(ウ) 運営事業者は～余剰電力を第三者に販売するものとする」とございますが運営業務委託契約書(案)第22条2項(3)では「発注者は～余剰電力の売却に係る契約を電気事業者と契約する～」との記載がございます。本事業の余剰電力の売電に係る電気事業者との契約は運営業務委託契約書(案)の記載のとおりと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	6	第2章	8	(2)	イ 環境影響評価書	環境影響評価書が入札書類提出後の令和4年7月頃に公告予定とされておりますが、環境影響調査結果により、事業者が提案した計画内容に見直しが必要となった場合には「別紙4 リスク分担表」の設計変更リスク、工事費増大リスク、工事遅延リスクに該当し、ご協議頂けるものと考えてよろしいでしょうか。(例:建設地にオオタカ等の希少猛禽類が確認され、その繁殖期に工事制約が生じた場合など)	環境影響評価の結果により事業者の提案内容に見直しが必要となった場合には、協議を行います。
3	8	第3章	2	(1)	本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件	「本施設の建築物の設計・建設を行う者」において、設計と施工を別々の企業で参加申請を行う事は可能であると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、「本施設の建築物の設計・建設を行う者」のうち、少なくとも1者はア～オのすべての要件を満たす必要があります。
4	9	第3章	2	(2)	イ 本施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件	契約上(建設業法上)配置すべき監理技術者の資格要件及びコリンズに登録する監理技術者資格は、本施設のプラント設備の設計・建設を行う者に求められている清掃施設工事に係る資格であると理解してよろしいでしょうか。また、「イ 本施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者証を有する者を専任で配置できること」とありますが、監理技術者制度運用マニュアルには「元請が、監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても請負契約の締結後、現地施工に着手するまでの期間は要しない」とあることから、清掃施設監理技術者の専任期間は現地工事着工以降との理解でよろしいでしょうか。	いずれもお見込みのとおりです。
5	9	第3章	2	(3)	ア 本施設の運営業務を行なう者の要件	「運転管理業務実績を元請として有すること」との記載がございますが、運転業務の実績ではなく、維持管理や用役手配を含めた運営管理業務実績であるとの理解でよろしいでしょうか。	運転管理業務の実績を求めています。
6	9	第3章	2	(3)	ア 本施設の運営業務を行なう者の要件	「運転管理業務実績を元請として有すること」との記載がありますが、元請とは、地方公共団体からの直接受託のみであり、DBO事業におけるSPCからの受託、及び長期包括運営事業における代表企業からの受託は含まれないとの理解でよいでしょうか。	DBO事業等の実績でSPCが元請の場合には、当該SPCの出資者であり、かつ、当該事業の運営業務において運転管理業務を担っている者については、要件を満たすものとします。
7	9	第3章	2	(3)	イ 本施設の運営業務を行なう者の要件	現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者を「運営開始後最低2年間配置できること」との記載がございますが、特別な事由がある場合には、運営開始後2年が経過する前に人員の変更を行うことは可能でしょうか。	特別な事由があると本組合が認めた場合には、変更を認めます。
8	10	第3章	4	(1)	参加資格の確認	「参加資格確認基準日は参加資格確認申請書受付最終日とする。各証明書類の有効期限は、参加資格確認基準日から起算して3ヶ月以内とする」とございますが、各種証明書によっては1年に1回交付されるものがございます。その場合については最新の証明書を提出するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	10	第3章	4	(1)	参加資格の確認	「参加資格確認基準日は参加資格確認申請書受付最終日とする。各証明書類の有効期限は、参加資格確認基準日から起算して3ヶ月以内とする」とございますが、期限の記載のないものについては直近のものを添付するものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	11	第3章	5	(4)	運営事業者の設立に関する要件	「代表企業の出資比率は50%を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて50%を超えるものとする」とございますが代表企業以外には出資比率の制限はないものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
11	11	第3章	7	—	予定価格及び入札書比較価格	予定価格の内訳がございませんが、入札においては建設工事費と運営事業費それぞれに失格となる上限値は無く、合計金額についてのみ予定価格が上限値であるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	14	第4章	2	(6)	契約保証金	イ運営期間における保証について「運営期間の各事業年度につき」という記載がございますが、運営準備期間（設計・建設期間）については不要であると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	17	第5章	1	(10)	入札提案書類の提出	(ア) 提出日について令和3年12月27日（月）との記載がございますが、当該日のみの受付ではなく、当該日までであれば事前のご提出も可能であると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	22	第6章	3	(4)	エ図面	「(ク) 建築一般図（各階平面図、立面図、断面図）」とありますが、平面図、断面図については、(ウ)各階機器配置図、(エ)機器配置断面図と兼用することをご了解頂けないでしょうか。	兼用することを認めます。
15	24	第7章	4	(6)	提案書	「地元企業等による関心表明書は提出しないこと」とございますが、地元企業等以外からの関心表明書については提出は可能との理解でよろしいでしょうか。	本事業の実施にあたって金融機関等から資金調達を行う場合には、当該金融機関による関心表明書の提出を認めますが、それ以外の提出は認めません。
16	28	別紙1	—	—	事業スキーム（例）	別紙1 スキーム上の「土木設計・施工企業」は、入札説明書P.8第3章1(4)に示される「代表企業」に該当すると理解してよろしいでしょうか。	代表企業は、「第3章 2 (2) 本施設のプラント設備の設計・施工業務を行う者の要件」の全てを満たす者である必要があります。当該要件を満たす代表企業が、土木設計・施工も行うことは可能です。
17	30	別紙2	2	(2)	運営業務に係る対価	「※3「各年度処理量（計画値）」は、要求水準書を参照すること。」とありますが、「要求水準書P.8 2.1 2)計画ごみ量」における計画ごみ量約35,000t/年から災害廃棄物量3,100t/年を除いた31,900t/年にて計画すると理解してよろしいでしょうか。	要求水準書に誤りがございました。ホームページへ掲載の「訂正箇所一覧」を参照ください。
18	32	別紙2	4	(2)	改定の条件	改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、±1.5%以上の増減があった場合に物価変動による費用の見直しが見直しがなされる旨の記載がございますが、±1.5%の増減があった場合、前回改定時の指標を0%とし、0%からの増減分について見直しが見直しがなされるものと理解してよろしいでしょうか。 例) 改定時の指標と前回改定時の指標の比較結果が+2.0%の増であった場合、2.0%の物価上昇となる。	お見込みのとおりです。
19	34	別紙4	—	—	リスク分担表	「測量・地質調査リスク」について、「本組合が実施した測量、地質調査部分に関するもの」のリスク分担は貴組合、「事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの」は事業者とされていますが、事業者が測量・調査を実施する時期は受注後となります。事業者が設計上必要と判断して実施した調査でも、調査結果により、入札前に貴組合からご提示頂いた資料では具体的に想定出来ない条件が発覚した場合のリスクは貴組合の分担と理解してよろしいでしょうか。	事象に応じて協議を行います。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	3	第1章	2	2.2	(5) 熱利用管理業務	「～熱利用施設については、今後詳細な検討を行うため、現時点では、全量発電することとして検討すること。」とありますが、運営業務委託契約書第22条2項(3)では余剰電力は「発電電力から本施設における場内利用分及び地元還元施設への供給分を除いたもの」との定義があるため、余熱利用施設の詳細決定時期次第で提案売電電力量の基準となる数値が変わるものと考えます。余熱利用施設の詳細決定時期をご教示ください。	熱利用施設については、今年度基本計画策定及び民間活力導入可能性調査を行っており、施設の規模や概略が決定した段階で概算値(余裕を持った値)をお示しすることはできません。ご質問の「詳細決定時期」を設計上の決定時期としてお示しできるタイミングは、①熱利用施設の事業契約時点(現段階では令和5年度末頃を予定)又は②熱利用施設の実施設設計終了時点(現段階では令和6年度末頃を予定)となります。
2	3	第1章	2	2.2	(5) 熱利用管理業務	「～熱利用施設については、今後詳細な検討を行うため、現時点では、全量発電することとして検討すること。」とありますが、全量発電することを前提とした提案売電電力量を提案した後に、余熱利用施設の詳細が決まった場合、提案売電電力量のペナルティ計算の元となる、基準値は貴組合と協議の上見直しを行うことができるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 熱利用施設の詳細が決定した後に協議を行うこととします。
3	5	第1章	3	3.1.2)	事業用地面積	事業用地面積1haとありますが、前願確認申請上の敷地範囲を図示にてご教示下さい。また、可能であれば写しのご提供をお願い致します。	平成26年8月20日付けでストックヤード新築工事の建築確認申請を行っており、その配置図を提供します。 添付図を参照してください。 申請上の敷地面積は、都市計画決定に合わせた19,200m ² です。
4	5	第1章	3	3.3	地形・地質	「地質については令和3年度に実施する予定であるボーリング調査完了後にデータ等を提示する」とありますが、現在実施中のボーリング調査結果は、入札提案書類の提出期限前にご提示されるものと考えてよろしいでしょうか。 その結果が契約後に示され、かつ今回示された旧工場のボーリング調査結果と大きく異なり、設計変更の必要が生じた場合は、費用・工程等について別途協議させていただきます様をお願いします。 また、事業者が実施設計期間中に実施した追加調査結果と大きく異なる場合にも同様に別途協議とさせていただきます様をお願いします。	お見込みのとおりです。 また、現在実施中のボーリング調査結果と事業者にて実施設計期間中に実施した追加調査結果が異なる場合については、別途協議とします。
5	5	第1章	3	3.4	地域地区等 ユーティリティ条件 ・用水	上水の取合いについて、以下ご教示ください。 ①現地見学会で配布された屋外給水設備 配置図(1)に記載中のプラント用100Aおよび生活用50Aの両方から本施設用に分岐接続してもよろしいでしょうか。 ②分岐接続点は本事業用地付近としてよろしいでしょうか。 ③搬入道路麓の既存ポンプ室内の受水槽容量・ポンプ能力・仕様が分かる資料をご提示下さい。 ④既存ポンプおよびポンプ室の電源は岡山県西部環境施設組合様の既設里庄工場から供給されているものと思われます。これを新施設から切り替えるものと考えてよろしいでしょうか。その場合、計装関係を含め、既設ポンプ室と接続に必要な電気設備の資料をご提示下さい。 ⑤既設ポンプ室と接続が必要な電気設備の切替は全て、既存里庄工場引込第一柱付近に接続盤を新設して、新施設側から接続するものとしてよろしいでしょうか。 ⑥既設里庄工場と操業は重ならないものと考え、上記の既存水槽・ポンプ水量は全て、新工場で利用可能と考えてよろしいでしょうか。里庄工場と操業が重なることを想定する場合、里庄工場に必要な使用水量(日量、時間量、瞬時量)をご教示ください。 ⑦集会所へ既設里庄工場から20Aの給水配管供給がありますが、これを新工場からの供給に変更する必要はありますか。供給する必要がある場合、新工場の受水槽・ポンプに見込む必要があるため、集会所で必要な使用水量(日量、時間量、瞬時量)をご教示ください。 ⑧上記搬入道路麓の既存ポンプ室内の水槽、ポンプは、要求水準書P.208「第4節 維持管理業務」に記載の「本組合で設置する給水設備、井戸設備」に該当し、運営事業者にて管理するものと考えてよろしいでしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②お見込みのとおりです。 ③別添書類を参照してください。 ④お見込みのとおりです。別添書類を参照してください。 ⑤添付図(電気設備図)を参照してください。 ⑥お見込みのとおりです。ただし、試運転時の影響が想定されるため、添付書類を参照してください。 ⑦現在集会所がある敷地には、熱利用施設を整備予定です。熱利用施設への給水については、加圧ポンプから分岐させ、熱利用施設敷地へ直接供給を想定します。熱利用施設の使用水量は日量：40～70m ³ (通常時)、360m ³ (入替時)／時間最大予想給水量：12m ³ 程度(通常時)、22.5m ³ (入替時)／瞬時量：入替時が最大になり、5700/分程度を想定しています。なお、熱利用施設の使用水量は比較的多いですが、加圧ポンプから分岐して引き込んだ際の焼却施設への影響は、現時点では不明です。 ⑧お見込みのとおりです。
6	5	第1章	3	3.4	地域地区等 ユーティリティ条件 ・電気	電気について特別高圧受電にて検討されておりますが、事業者と電気事業者との協議により高圧引き込みにおいても特別高圧による売電電力相当の売電が可能な場合に限り、高圧での引き込みも可とすることを認めて頂けないでしょうか。	売電に係る送電電力(逆潮流)に影響を及ぼさないことを条件に、連系先一般送配電事業者との協議結果を根拠とする提案を可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
7	5	第1章	3	3.4.	地域地区等 ユーティリティ条件 ・排水	排水について下水を想定されておりますが、下水の本工事における接続点を図示にてご教示ください。また、接続点の深さ・マスの有無、最終マスの事業者における施工要否をご教示ください。	里庄町が整備する公共下水道については、令和4年度に詳細設計を行うこととしており、里庄町が設置する公共樹の具体的な位置・深さ等については、設計後提示します。 下水道工事については、令和5年度から令和6年度を予定しています。 また、公共樹への接続までは事業者施工となります。
8	7	第1章	2	2.2	(1) 受付管理業務	「料金徴収代行」とありますが、既設の里庄清掃工場と井原クリーンセンターでは一般搬入の料金徴収システムが異なっております。新施設への移行に伴い、一般搬入の料金徴収システム（一般持込の料金有無、支払方法）をどのように想定しているかご教示願います。また保険料算定のため、想定されている年間徴収金額をご教示願います。	料金徴収することは決まっていますが、その他（単価、支払方法など）は決まっています。 （参考）里庄清掃工場搬入料金 個人分：無料、事業者140円/10kg。 井原クリーンセンター搬入料金 個人分：50円/10kg、事業者150円/10kg。 令和2年度分の料金徴収対象ごみ量は、里庄清掃工場の個人搬入分1、601.02t、事業者搬入分7、386.04t。井原クリーンセンターの個人搬入分662.93t、事業者搬入分3、842.15t、倉敷西部清掃工場の個人搬入分326.42t、事業者搬入分909.14tです。
9	8	第2章	2	2.1	3) 計画ごみ質	売電単価を算出するにあたりバイオマス比率をご教示願います。	バイオマス比率は50%として想定してください。
10	8	第2章	2	2.1	3) 計画ごみ質	ご提示の計画ごみ質について、可燃分中の元素組成をご教示願います。	貴社にて想定してください。
11	9	第2章	2	2.2	4) (10) 給水設備	「上水本管から本施設に引き込むための設備等の費用は事業者にて負担すること」とありますが、以下ご教示下さい。 ①新規に上水を引き込む場合、本管から施設までの配管工事や本管接続工事、メーター取付工事を事業者が行うとともに、いわゆる引込負担金（本管接続・メーター取得のための権利金）も事業者負担と考えてよろしいでしょうか。 ②新規に上水を引き込まず、既存ポンプ小屋二次側の配管から本事業用地付近で分岐接続する場合、負担金は不要と考えてよろしいでしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②お見込みのとおりです。
12	9	第2章	2	2.4	2) 搬出車両	施設内動線を計画するにあたり、焼却残渣搬出車の車両サイズ（車両外形、ホイール間隔、最小曲がり半径、荷台高さ・幅・奥行を含む）の確認出来る資料を頂けないでしょうか。	添付書類を参照してください。
13	9	第2章	2	2.2	4) (8)	「焼却灰から回収した資源化物（鉄類等）は、運営事業者の責任において適正に処理・処分すること」とありますが、有価物となる回収精度とする場合回収率が非常に低くなること、及び消費電力削減による売電量増加のため、資源化物（鉄類等）の処理・処分方法については、磁選機を設置せず、焼却灰ピットへの排出を含めた事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	提案を可とします。
14	9	第2章	2	2.2	(5) 熱利用設備	「熱利用設備へ電気（または蒸気等）を供給する場合については、本施設から事業用地の取り合い点までの設備を整備すること」とありますが、現地見学会の際に、「熱利用施設へは現状温水供給を想定しているが、詳細は未定」とのご説明がありましたので、本施設内の低圧蒸気だめに予備座を設置するまでを本工事範囲とさせて頂くことでよろしいでしょうか。	現在、熱利用施設へは高温水を送ることを予定しています。 本工事の工事範囲としては、敷地境界線付近に設ける取り合い点まで、高温水（予定）を熱利用施設に送る（熱利用施設から戻す）ために必要となる設備（配管等）を整備することとします。
15	10	第2章	2	2.6	3) 騒音基準、振動基準	騒音基準、振動基準を満たすべき敷地境界線を図示にてご提示願います。	添付書類を参照してください。
16	13	第1章	3	3.3	環境影響評価書の遵守	環境影響評価検討書において、排ガス温度を180度程度とされておりますが、煙突出口における排ガス温度に制約があればご教示願います。	特段制約はありません。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
17	15	第1章	1	1.1	③緑地帯	「敷地周辺全体に緑地帯を十分配置」とありますが、緑化率のご指定があればご教示願います。	対象となる工場（特定工場）の業種が、製造業（物品の加工修理業も含む）、電気供給業（水力、地熱発電所、太陽光発電施設を除く）、ガス供給業、熱供給業で、規模が敷地面積9,000平方メートル以上または建物の建築面積の合計が3,000平方メートル以上に該当する場合は届出が必要となり、「里庄町工場立地法準則条例」に基づき、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条の2第2項に規定する区域並びに当該区域における緑地の面積の敷地面積に対する割合は、100分の5以上となります。
18	15	第1章	1	1.1	(1) ⑦見学先	ご指定の見学先の見学方法について、効率的な施設配置計画を行うため、灰ピットについてはITVによる施設見学も可とすることをお認め頂けませんでしょうか。	提案を可とします。
19	20	第1章	2		(1) 電気	「工事負担金は、建設事業者が負担すること」とありますが、建設事業者が負担する工事負担金の範囲は、本施設構内に自ら設置した引込柱以降の工事費であると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	20	第1章	2		(4) 排水	「下水道放流すること」とありますが、下水道の取合い点から本施設までの接続等工事を事業者の負担とし、下水道接続の権利金である下水道受益者負担金については貴組合負担と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	20	第1章	2		(5) 雨水	「工場棟の屋根に降雨した雨水は沈砂槽付貯留タンクを設置し、ろ過後に植栽散水等に利用すること」とありますが、植栽散水主用途の雨水利用は需給バランス上、節水および経済的に効果的な雨水利用システムとならない場合があると考えます。事業者にて費用対効果を考慮し、雨水利用先の変更または雨水利用設備設置の省略をご提案してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
22	22	第1章	3	3.3	2) (1) 工所用駐車場、資材置場等の確保	工所用駐車場、資材置場等の用地として、貴組合よりご貸与頂ける土地等はないでしょうか。候補地があるようなら、使用条件等についても合わせてご教示頂けないでしょうか。	工所用駐車場、資材置場等の用地として、貸与できる土地等はありません。
23	22	第1章	3	3.3	2) (1) 工所用駐車場、資材置場等の確保	十分な補強を行うことを前提として、敷地西側の斜面についても仮設事務所等の用地として使用させて頂いてよろしいでしょうか。	十分な補強を行うことを前提として、敷地西側の斜面を仮設事務所等の用地として使用することは可能です。
24	23	第1章	3	3.4	(4)	「(4) 本工事は、既存施設（里庄清掃工場）を運転しながらの建設工事となるため、・・・（原則、工事関係車両は区分すること。）」とありますが、区分とは標識・看板などで明確化するなどの対応を意味しているものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	23	第1章	3	3.4	(7)	「工事関係車両は、指定されたルートを通行すること」とありますが、現時点で想定されている指定ルートがございましたら、ご教示願います。	特に指定ルートはありませんが、施工時期が里庄町の道路改良や下水道工事等により通行制限が生じる可能性があるため、迂回路等の通行ルートの確保が必要となります。
26	25	第1章	5	5.1	(1)	「本施設の試運転の期間は、空運転、乾燥焚、負荷運転、性能試験を含めて180日以上とする」とありますが、同規模施設での実績に基づき、事業者にて期間を設定することをお認め頂けないでしょうか。	提案を可とします。
27	36	第1章	8	8.4	完成図書	ご提示頂いた部数は、貴組合より業務委託を受ける工事監理者分を含む数量と考えて宜しいでしょうか。そうでない場合は工事監理者の必要部数をご指示下さい。	工事監理者分は含んでおりません。また、工事監理者分は見込む必要はありません。
28	43	第2章	1	1.2	(4) 煙道保温	保温外装材において「煙道はSUS製」とございますが、屋内においてはカラー鉄板もしくはアルミガラスクロスを採用を認めて頂けないでしょうか。	提案を可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
29	43	第2章	1	1.3	1)施工方法③	配管ダクトの塗装施工方法において、「(据付後)」との表記がありますが、工期短縮に向けた合理的な施工に向けた工場製作とした部品については、その限りではないものと理解してよろしいでしょうか	提案を可とします。
30	50	第2章	2	2.2.1	5) (13)	可燃性粗大ごみの一時保管スペースとして250㎡程度を標準とされておりますが、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改定版」における粗大ごみのストックヤードの容量は「最低1~2日分とする例が多い」とされていることから、可燃性粗大ごみの一時保管スペースは、本記載内容に準じた事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	2日分以上を条件として提案を可とします。
31	50	第2章	2	2.2.2	(5)駆動方式	搬入扉(プラットホーム出入口扉)の仕様として「水圧開放装置付(消防自動車の水圧を利用する)」とありますが、法規上必要な場合(所管消防殿のご指導も含む)に水圧開放装置を設けるものと考えてよろしいでしょうか。	関係機関との協議によるものとします。
32	51	第2章	2	2.2.3	ごみ投入扉 5) (7)	ダンピング用ごみ投入扉の開閉速度について「[3]秒以内」とありますが、ダンピングボックス本体の動作速度や周囲への安全性等を考慮し、開閉速度については事業者提案とすることを認めて頂けないでしょうか。	提案を可とします。
33	53	第2章	2	2.2.5	ごみピット 3) (2)	ごみピット容量算定用の比重について、要求水準書P.8 2.1 3)計画ごみ質表中における基準ごみの単位容積重量と同値の0.188kg/m ³ と指定されておりますが、ごみピット容量算定用の比重については、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改定版」において「一般にごみピット容量計画時のごみ単位体積重量は圧縮を考慮し0.3程度としている。」とあることから、ごみピット内の容量算定用比重については、0.3とすることを認めて頂けないでしょうか。	提案を可とします。
34	58	第2章	2	2.2.10	脱臭装置 5) (1)	「容量は、ごみピット室(ごみピット底面からホップステージ上部まで)の換気回数1回/h以上とし、焼却炉の全停止期間(立ち上げ下げの期間を含む)以上の連続運転が可能な容量にすること」とありますが、焼却炉の全停止期間はごみピット内の貯留量が増加し必要換気容積が減少することから、消費電力減を目的にごみピット室内の必要換気容量を事業者提案とすることを認めて頂けないでしょうか。	提案を可とします。
35	58	第2章	2	2.3	前処理設備	せん断式破砕機および二軸低速回転式破砕機両方設置をご指定ですが、年間処理量、対象物を考慮し、可燃性粗大ごみの処理機器選定は事業者提案とすることを認めて頂けないでしょうか。	提案を可とします。
36	63	第2章	3	3.3.2	油圧駆動装置 7) (2)	「油の冷却は原則空冷式」とありますが、冷却効率のよい水冷式の提案を認めて頂けないでしょうか。	提案を可とします。
37	66	第2章	3	3.5	ごみ投入ホッパへの直接投入装置	搬入される害獣・小動物の荷姿、サイズ、種類、種別毎の頭数の詳細をご教示頂けませんでしょうか。	添付書類を参照してください。
38	68	第2章	4	4.1.1	ボイラ本体 5) (3)	「焼却炉の側壁、天井等にボイラ水管を配置し」とありますが、合理的な設計を行うため、ボイラ水管の配置計画については事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	提案を可とします。
39	72	第2章	4	4.3	ボイラ給水ポンプ 2)数量	ボイラ給水ポンプは4台設置のご指定がございますが、事業者実績に基づき、施設の安定的かつ連続的な運営を担保した上で、通常運転時1台にて2炉運転可能とすることを前提として、設置台数(予備機台数)は事業者提案とすることを認めていただけないでしょうか。	提案を可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
40	72	第2章	4	4.3	ボイラ給水ポンプ 4) (7)	「復水タンクからも直接給水できるラインを設けること」とありますが、本方式では1炉運転中に他方の炉に水張りすることができないため運転炉数に関わらず水張りができる純水移送ポンプによる水張り方式を代替手段としてご提案させて頂けないでしょうか。	提案を可とします。
41	75	第2章	4	4.7.2	サンプリングクーラ 2) (2)	給水用の数量が「1基/炉」と記載されておりますが、ボイラ給水は共通1基の復水タンクから供給されるため水質が同一となります。そのため、2炉共通の1基とすることを認めて頂けないでしょうか。	提案を可とします。
42	86	第2章	5	5.3.1	HCl、SOx 除去設備 4) (2) 薬品貯留装置	「容量は、常時最大使用量の7日分以上の薬品を貯留しておくことを考慮し決定すること」とありますが、災害時1炉7日間の自立運転を可能とする量を常時貯留することを前提とし、薬品貯留装置の容量を事業者提案とさせて頂けないでしょうか。 また、同様の考え方を下記機器にも適用することを認めて頂けないでしょうか。 ・5.3.2-1 無触媒脱硝設備 4) (2) 薬品貯留装置 ・5.3.2-2 触媒脱硝設備 4) (2) 薬品貯留装置 ・5.4.1 活性炭吹込方式 4) (1) 薬品貯留装置 ・5.5 水銀除去設備 4) (1) 薬品貯留装置	要求水準書のとおりとします。
43	94	第2章	6	6.1.5	排気復水タンク 3) (2)	主要部材質について、SUS304同等品以上のご指定がございますが、密閉タンクであり外気の流入は無いことから、弊社実績多数の炭素鋼の採用を認めて頂けないでしょうか。	提案を可とします。
44	98	第2章	7	7.1	押込送風機 1)	「電動機直結ターボ型」とありますが、メンテナンス性及び燃焼用空気温度等を考慮し、電動機接続方式についてはカップリング方式を含む事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	提案を可とします。
45	99	第2章	7	7.3	燃焼用空気予熱器 1) 形式	「1)形式 蒸気式空気加熱器（ベアチューブ式）」とありますが、燃焼用空気加熱器への供給空気はフィルタにて除じんされた空気を使用すること、及び目詰まりが無いように十分フィン間隔を設けることを前提として、機器設置スペースの合理化の為、弊社実績多数のフィンチューブの採用を認めて頂けないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
46	102	第2章	7	7.7	煙道 4) (1)	主要材質について、耐硫酸露点腐食鋼のご指定がございますが、ろ過式集じん器以降の煙道については脱塩脱硫されていることから、弊社実績多数の一般構造用圧延鋼材の採用を認めて頂けないでしょうか。	提案を可とします。
47	103	第2章	7	7.5	誘引送風機	「耐熱設計温度は350℃とすること」とありますが、排ガス温度200℃以下で運用されるろ過式集じん器の後流に設置されることを考慮して、耐熱設計温度をご提案させて頂けないでしょうか。	提案を可とします。
48	103	第2章	7	7.9	煙突 8) ①	「(8)①内筒材質SUS316L」とありますが、弊社実績多数の耐硫酸露点腐食鋼の採用をご了解頂けないでしょうか。	提案を可とします。
49	106	第2章	8	8.2	灰押出装置 8) (7)	「灰押出機入口部には覗き窓を設け、焼却灰の詰まりを監視するためにITV装置を設置すること。（照明、窓洗浄装置等を設置すること。）」とありますが、灰押出装置内部は水蒸気及び粉じんにより視認性が悪く、ITV監視による焼却灰の詰まりの監視が困難なことから、焼却灰の詰まり検知方式については事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	提案を可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
50	108	第2章	8	8.7	灰分散機	「灰移送コンベヤで搬送された焼却灰を、灰ピットに均等に分散するために設ける。」とありますが、灰移送コンベヤからの排出方向と灰ピット長手方向が異なる場合、灰クレーンにて焼却灰を灰ピットに均等に分散します。以上より、消費電力削減のためにも灰分散機を無しすることを認めて頂けないでしょうか。	提案を可とします。
51	111	第2章	8	8.9	灰クレーン 4) (13)	「クレーン制御は電力回生できるようにすること。」とありますが、灰クレーンは稼働頻度も低く負荷も低いため、電源回生を行うことによる消費電力削減効果は非常に限定的となります。灰クレーンに関しては電源回生を無しとすることを認めて頂けないでしょうか。	提案を可とします。
52	112	第2章	8	8.11	飛灰貯留槽 3) (2)	「(2)有効容量」について「(最大発生量の7日分以上)」とありますが、飛灰貯留槽と飛灰ピットの貯留容量合計にて災害時1炉7日間の自立運転を可能とする容量を常時確保することを前提とし、飛灰貯留槽と飛灰ピットの貯留容量を事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	2 要求水準書に対する質問No. 42を参照してください。
53	112	第2章	8	8.11	飛灰貯留槽 5) ③	飛灰貯留槽について、重量計設置のご指定がございますが、飛灰の搬出量は灰クレーンに設置する重量計にて把握可能であること、及びブリッジ検知は別途設置するレベル計等にて確認可能であることから、飛灰貯留槽への重量計については、将来貯留槽から直接搬出する場合に備え、重量計を将来設置可能な構造とすることを認めて頂けないでしょうか。	提案を可とします。
54	116	第2章	9	9.3	水槽類仕様 表中	プラント用水高置水槽について、停電等によりプラント用水ポンプが運転停止した場合においても、復水タンクや純水タンク等の保有水にてボイラの空焚きを防止することが可能なことから、プラント用水については高置水槽を設置せず、加圧給水方式の採用を認めて頂けないでしょうか。	提案を可とします。
55	118	第2章	9	9.6	ポンプ類仕様	プラント用水揚水ポンプなど揚水ポンプの容量について、「時間最大使用量の〔150〕%以上」とありますが、CO2削減および売電最大化を目的とした消費電力低減のために、必要な能力を確保することを条件として、ボイラ給水ポンプ等と同様、揚水ポンプの余裕率を時間最大使用量の120%として計画することを認めて頂けないでしょうか。	提案を可とします。
56	126	第2章	11	11.4.3	高圧配電盤 4) 盤構成	進相コンデンサについて、メンテナンス性を考慮し、コンデンサ主幹盤を設置せず、高圧母線に進相コンデンサ盤を直接接続する構成とすることを認めて頂けないでしょうか。	提案を可とします。
57	129	第2章	11	11.6.1	低圧動力制御盤(コントロールセンタ) 4) (4)	「(4)ON・OFF押釦スイッチ」とありますが、誤操作防止の観点からコントロールセンタには設置せず、機側もしくはオペレータコンソールへの設置とすることを認めて頂けないでしょうか。	提案を可とします。
58	129	第2章	11	11.6.1	低圧動力制御盤(コントロールセンタ) 4) (7)	「(7)電流計(赤指針付)(モータ負荷の場合必要)」とありますが、要求水準書P.131「11.6.3 現場操作盤 4)主要機器(4)電流計(赤指針付)(必要な場合)」に準じて、電流計については必要負荷への設置とすることを認めて頂けないでしょうか。	提案を可とします。
59	130	第2章	11	11.6.2	現場制御盤 4) (7)	「(7)電流計(赤指針付)(モータ負荷の場合必要)」とありますが、要求水準書P.131「11.6.3 現場操作盤 4)主要機器(4)電流計(赤指針付)(必要な場合)」に準じて、電流計については必要負荷への設置とすることを認めて頂けないでしょうか。	提案を可とします。
60	132	第2章	11	11.7.1	非常用発電設備 1) (3)	「操作方式 自動及び遠隔手動」とありますが、操作方式については安全性を考慮し、「自動及び現場手動」とすることを認めて頂けないでしょうか。	提案を可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
61	133	第2章	11	11.7.2	無停電電源装置 4) (2)	無停電電源装置の蓄電池について、「11.7.3 直流電源装置」の必要容量分も含めることを前提として、蓄電池を兼用する複合型の採用を認めて頂けないでしょうか。	提案を可とします。
62	141	第2章	12	12.3.1	中央制御室 1) (2)二	ハードディスクはRAID1とし、二重化ボードを設置する記載がありますが、エンジニアリング機能及びデータサーバー機能を持たせた管理用コンピュータはハードディスクを二重化し、オペレーターズコンソールは複数台設置による冗長化を行うことで、信頼性の高いシステムを構築しております。 ハードディスクのRAID1と二重化ボードの設置につきましては、事業者提案とすることを認めて頂けないでしょうか。	提案を可とします。
63	142	第2章	12	12.3.2	周辺機器 2)帳票用レーザープリンタ	「12.3.2 3)カラーレーザープリンタ」の機能を充足することを前提として、カラーレーザープリンタとの兼用を認めて頂けないでしょうか。	提案を可とします。
64	143	第2章	12	12.4	監視用テレビ(CCTV)設備 1)⑥	管理棟事務所のモニターには「公害ほかモニタリング装置」と同内容のデータを表示できるシステムとすることとありますが、構成市町の市役所及び役場で表示する計画はありますでしょうか。	構成市町の市役所及び役場でも表示できるシステムを構築してください。
65	143	第2章	12	12.4	監視用テレビ(CCTV)設備 1) (2)カメラ設置場所 表中	「ワイパー付」とご指定されたカメラについて、ワイパーと同等機能を持たせたカメラ仕様として、撥水コーティング機能を持ったドーム型カメラを採用することを認めて頂けないでしょうか。	提案を可とします。
66	145	第2章	12	12.5.2	2)塩化水素濃度計 3)ばいじん濃度計 4)水銀濃度計	塩化水素濃度計、ばいじん濃度計及び水銀濃度計については、計量法上の型式承認対象品ではありませんので、「形式承認品」とはメーカー工場検査での合格品という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです
67	145	第2章	12	12.5.3	環境測定表示盤(屋内形)	環境測定表示盤について、要求水準書P.151 「13.5.4 公害ほかモニタリング装置(公害監視盤)」の仕様を充足すること、及びホール等見学者を含む外部来訪者が視認可能な位置に設置することを前提として、両者を共用とすることを認めて頂けないでしょうか。	提案を可とします。
68	149	第2章	13	13.2.1	プラント用空気圧縮機	プラント用空気圧縮機について、消費電力削減に伴う売電量増加のため、「12.7 計装用空気圧縮機」の仕様に統一することを前提として、計装用空気圧縮機との共用を認めて頂けないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
69	150	第2章	13	13.4	真空掃除装置	真空掃除装置について、要求水準書と同等の機能を有する掃除機又は気吹き装置を各所に設けることで、真空掃除装置の代替とすることを認めて頂けないでしょうか。	提案を可とします。
70	153	第2章	13	13.8	洗車装置	同時洗車台数について3台を標準とされておりますが、洗車スペース前に待機スペースを設けることを前提とし、同時洗車台数を事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	提案を可とします。
71	153	第2章	13	13.8	洗車装置	用役を算出するにあたり、想定される1日あたりの洗車台数をご教示頂けないでしょうか。	里庄清掃工場は1日あたり平均11台(年末年始は平均15台)で、井原クリーンセンターは1日あたり平均10台です。倉敷西部清掃施設組合清掃工場は施設内に事業者用の洗車場がなく、各事業者の事業所で洗車しているため洗車台数は不明です。 よって、想定台数は20台から30台程度と考えます。
72	154	第3章	1	1.1	3) (3) 仮設電力及び給水等	工事排水についても、下水放流とする計画と考えて宜しいでしょうか。	No.7を参照してください。 工事排水については、放流できません。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
73	155	第3章	1	1.1	6) 掘削工事	掘削工事を行うに当たり、別途現地見学会にて受領した「既設杭配置図」の他に既存構造物が残存する場合、その対象物と大きさ（平面および深さ・高さ）の分かる資料のご提供をお願いします。ご提示の無い構造物が確認された場合、対策費用・工程については別途協議させて頂くこととさせていただきます。また、既存構造物が有る場合、撤去範囲は新設の建設と干渉する部分のみと考えて宜しいでしょうか。	杭以外の既存構造物はないものと考えます。提示のない構造物が確認された時点で別途協議します。
74	155	第3章	1	1.1	6) 掘削工事	本工事では敷地の形状等から、計画の如何に関わらず、土壌汚染対策法第4条（規則第22条）に規定される3000㎡以上の形質変更（または、有害物質使用特定施設に係る工場の敷地900㎡以上の形質変更）の規模に該当すると考えます。このため、形質変更届が必要となり、また調査結果により汚染が認められた場合、措置計画書、区域指定申請等の申請・届出を要するものと考えますので、以下ご教示をお願いします。 ①用地の提供は組合殿の役務範囲であるため、これらに関わる調査・申請・届出等は貴組合殿にて実施される（またはされている）と考え、事業者は必要に応じて提出可能な資料作成協力と考えてよろしいでしょうか。 ②現地対応が必要な土壌汚染があった場合、対策費用・工程については別途協議とさせて頂くこととさせていただきます。 ③現場説明会時に受領の「旧里庄工場解体に伴う土壌調査業務報告書」の評価にて「土壌汚染は認められない」とされています。本評価等を基に貴組合にて形質変更届を本事業契約前までに完了されると考え、事業者は契約後直ちに（実施設計期間中に）、既存残置杭の撤去工事に入れるものと考えてよろしいでしょうか。不可である場合、撤去工事開始可能時期をご教示ください。	①お見込みのとおりです。（令和3年度～令和4年度に実施予定です。） ②別途協議とします。 ③備中県民局環境課と協議を行い、地歴調査等を含めて本事業契約前に完了するよう届出する予定です。
75	156	第3章	1	1.1	3) (2) 仮設事務所	工事打合のための仮設会議室は、工事業者との打合せスペースと兼用とし、30名程度の規模をのものを設置するものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです
76	157	第3章	2	2.1.1	(16)⑨国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築構造設計基準	建築構造設計基準に準拠する場合、建築物の高さが45m超となる場合、時刻歴応答解析と大臣認定の取得が必要になりますが、建屋一体型の煙突は建築基準法施行令第2条1項6号ハに該当する屋上突出物として、建築物高さに算入されないものとしてよろしいでしょうか。もし、煙突が建物高さに算入される場合、建築基準法施行令第2条1項6号ロにより、外筒天端から12mを減じた高さを建築物高さとして計画してよろしいでしょうか。	確認機関への事前確認において、「煙突が建物高さに算入されるものとして、建築基準法施行令第2条1項6号ロにより、外筒天端から12mを減じた高さを建物高さとする。」との見解をいただいております。ただし、実際には確認申請の図面等により判断される内容であることから見解が変わる可能性があります。
77	157	第3章	2	2.1.1	(16)⑫日本建築学会建築基礎構造設計基準・同解説	「建築基礎構造設計指針（2019年改訂）」において上部構造で2次設計を行う場合、基礎構造も2次設計を行うべき旨が記載され、基礎構造の2次設計の道筋が示されました。また、清掃工場の構造体は「官庁施設の総合耐震計基準及び同解説」のⅡ類（重要度係数1.25）に位置づけられており、「建築構造設計基準」によるとⅡ類の場合には原則として杭基礎の2次設計を行うと記載されています。大規模な災害が多発する昨今の事情も踏まえて、杭基礎の2次設計は軸力への考慮のみではなく鉛直方向及び水平方向のそれぞれに対して行うものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みの通り、杭基礎の2次設計は鉛直方向及び水平方向のそれぞれに対して行うものとしします。
78	160	第3章	2	2.1.2	5) 通風設備室 (1)	「誘引送風機等の送風機等は、専用の室に収納し」とありますが、空気圧縮機を除く送風機等については、適切な防音・振動対策を行い敷地境界での騒音値を遵守することを前提に、炉室等へ配置する提案を認めて頂けないでしょうか。	提案を可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
79	163	第3章	2	2.1.3	2) 会議室(3)	「大会議室（見学者案内時に使用するため、遮光ブラインド等を設置すること。）の天井高さは一般の居室より高く（CH=3.5m程度）計画すること。」とありますが、見学者案内用の電動スクリーンが40名の見学者に十分視認可能となることを前提として、天井高さを一般居室と同等とすることを認めて頂けないでしょうか。	大会議室は最大40名程度（約100㎡）としていることから、天井高さは、電動スクリーンが40名の見学者に十分視認可能となることを前提として最低でも3.0mは確保するものとします。
80	168	第3章	2	2.3.1	1) 構造	「SRC造を基本とし、一部RC造、S造とする」とありますが、防臭、防音、防振等の性能と、必要な構造耐力を確保したうえで、各部位で最も合理的で適した構造を、RC造、S造、SRC造から事業者にて検討・提案することを認めて頂けないでしょうか。また、要求水準書P.166「2.2.3(2) クレーン架構まではSRC造とすること」についても同様な考えにて検討・提案することを認めて頂けないでしょうか。	提案を可とします。
81	168	第3章	2	2.3.1	5) 建具(1)	「扉の外部に面する扉はステンレス製建具」とありますが、計量棟など人の出入りが多い扉などは軽量化の為、アルミ製の採用をご了解頂けないでしょうか。	耐久性（腐食性）を重視するものであり、アルミ製でも可とします。
82	173	第3章	3	3.3	雨水排水工事	1) 計画において「雨水排水工事は、原則、本組合（敷地造成工事）にて実施するが、必要に応じて実施する場合には、以下のとおりとする。雨水排水側溝及び排水管路施設は分流式とし雨水排水路へ排水すること。」とありますが、敷地造成工事にて整備する雨水排水施設の概要（管渠の位置・深さ・寸法、集水範囲）、ならびに請負者が必要に応じて整備する管渠との接続箇所・高さ（取合点）、流量の制限値をご教示ください。なお、接続箇所は敷地造成工事にて整備される本工事業用地内の雨水排水路であり、事業用地外にある既設洪水調整池への接続は必要ないと理解してよろしいでしょうか。	現時点で新たに雨水排水工事は行う予定はありません。現敷地外周に整備している雨水排水工に接続することとなります。また、事業用地外にある既設洪水調整池への接続は、お見込みのとおりです。
83	173	第3章	3	3.3	雨水排水工事	3) 設計基準において「雨水排水計画時の降雨量は既往最大値を採用すること」とありますが、既往最大値の採用値はいくらでしょうか。	雨水排水施設の規模は、降雨強度、集水面積、地形、地質、土地利用計画等に基づいて算定した雨水・汚水の計画流出量を、安全に排除できるように決定することから、事業者で決定してください。
84	174	第3章	3	3.6	施設案内板	施設の総合案内板については、見学者を含む外部来訪者が視認可能な位置に設置することを前提として、「13.5.5 その他設備」の見学者用説明設備の一つとして設置し、位置・サイズ等については事業者提案とさせて頂くものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです
85	175	第3章	3	3.3	1) 設計基準(2)	「各衛生陶器の必要器具個数の算定については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築設備設計基準（最新版）によること。」とありますが、衛生器具の器具数算定について、同書に記載がありません。事業者にて適切な個数を計画し、ご提案するものとしてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
86	175	第3章	第4節	4.1.1	4) 給水量	給排水等用役及び居室面積、什器備品を計画するにあたり、想定される貴組合職員の滞在人数をご教示ください。	職員の滞在人数については、現段階では未定ではありますが5名以内で計画してください。
87	180	第3章	4	4.3.	昇降機設備工事 8) (1)	「かごにトランク付」とありますが、見学者の使用しない設備室に配置する人荷用エレベータのかごサイズは、ホイストクレーンの配置などを総合的に考慮し、運用上・メンテナンス上支障のないサイズをご提案させて頂いてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
88	192	第1章	2	2.1	(3)	「一般廃棄物を対象とした施設規模130t/日以上（複数炉構成）の発電付き全連続式焼却施設の現場総括責任者としての経験を有する者を配置」とありますが、必要経験年数のご指定があればご教示願います。	必要経験年数については、特に指定はありません。
89	200	第2章	1	1.2	受入れ時間	表中に「直接搬入車両」を受入れる旨の記載がありますが、直接搬入車両の事前予約実施の有無についてご教示ください。また、事前予約を実施する場合、貴組合にて対応頂くと考えてよろしいでしょうか。	事前予約は有とし、対応については事業者とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
90	203	第2章	2	2.9	施設運転中の計測管理 表中	安定操業期の測定頻度については、法令基準に準拠した測定頻度とする ことを認めて頂けないでしょうか。	提案を可とします。
91	211	第2章	5	5.2	電力の取り扱い (2)	「売電に係る契約の契約者は本組合とする」とあります。売電に係るア ンシラリー料金は貴組合が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです
92	216	第2章	8	8.6	施設見学者対応	「予約を受けていない見学については、運営事業者で対応すること」と ありますが、見学の受入れ対応日時についてご教示ください。	予約を受けていない見学については、運営事業者にて対応方法を検討し てください。
93	添付資料1				搬入台数実績	繁忙期対策及び運転計画精度向上のため、昨年度の日別搬入量及び繁忙 期における時間別搬入量を頂けないでしょうか。	添付書類を参照してください。
94	添付資料				地形図	現況の地形図を頂いておりますが、要求水準書第2部第3章第3節3.3の文 章に「・・・原則、本組合(敷地造成工事)にて実施する」とあります。 別途組合にて敷地造成工事を実施される場合は、その概要(範囲、引渡し 時の仕上げ高さ)をご教示ください。	現段階で、敷地造成工事の予定はありません。ストックヤード等解体 後、現状地盤高と敷地範囲で引き渡しをします。
95	添付資料3				土地利用計画平面図	本図に示される建物などの配置はあくまでも参考と考え、要求水準書に準 拠して事業者よりご提案するものと考え、相対的な位置関係等も本図を 踏襲する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
96	現地見学会 時受領資料				現地見学会時受領資料	現地見学会時に受領した資料については、基本契約書(案)第4条におけ る要求水準書と同等の優先順位を有すると考えてよろしいでしょうか。	「岡山県西部衛生施設組合新ごみ焼却施設整備運営事業 添付資料」と 同様の位置付けとします。
97	現地見学会 時受領資料				上水道	既存里庄清掃工場のプラント給水として、φ100のHIVP管が建設予定地付 近まで敷設されているとのことでしたが、新ごみ処理施設の建設工事に 水ならびに新工場用水として、この既存埋設配管より分岐して利用させ ていただけるものと考えてよろしいでしょうか	既存里庄清掃工場のプラント用水等の使用時間帯及び使用料に影響のな い範囲であれば、新ごみ処理施設の建設工事用水並びに試運転時の新工 場用水の利用については、管理者と協議の上可能であると考えます。
98	現地見学会 時受領資料				下水道	建設用地付近までの下水道管整備は令和6年度(令和7年3月末)までに完 了されるとの認識でよろしいでしょうか。 また、本工事実施に伴う車両交通制限等あればご提示願います。	お見込みのとおりです。 No.7及びNo.25を参照してください。
99	現地見学会 時受領資料				既設杭配置図	本書1枚目の配置図に示される杭本数は130本ですが、4枚目～7枚目に添 付されている既設杭打設結果表の合計本数は152本です。1枚目の配置図 の本数を正と考え、この差の22本は撤去済と考えてよろしいでしょ うか。	お見込みのとおりです。 差の22本については、不施工で想定しています。
100	現地見学会 時受領資料				既設杭配置図	既設杭配置図について、CADデータをご提供頂けないでしょうか。	CADデータはございません。
101	現地見学会 時受領資料				既存植栽	建設用地内および建設用地の西側法面の既存樹木は伐採処分することも 可能と考えてよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
102	現地見学会 時受領資料				敷地東側法面	建設用地の東側斜面に法面保護工を施工されるとのことですが、法面保 護工の施工完了時期についてご教示願います	令和4年度の施工を予定しており、施工完了時期は令和5年3月末の予定で す。
103	現地見学会 時受領資料				ストックヤード撤去工事	ストックヤードの撤去時期について、現場説明会時に令和4年度中に実施 との話を伺いましたが、本施設の建設期間と重複する可能性がございま す。具体的なストックヤード撤去工事施工期間、及び撤去範囲について ご教示頂きます様お願い致します。	ストックヤードの撤去については、法面保護工と同じタイミングを予定 しており、工期については同様に令和4年度末の令和5年3月末を施工完了 時期の予定です。撤去範囲については、ストックヤード及び基礎、その 他舗装等を予定しています。現場着手に影響が生じる際は、早期に解体 するよう配慮します。

3 落札者決定基準に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	7	第3章	4	-	入札価格の定量化審査	「定量化限度額は、開札時に公表する」とございますが、定量化限度額は予定価格のみに設定されるのでしょうか。それとも、建設工事費及び運営管理業務委託費それぞれに設定されるのでしょうか。	入札書比較価格（建設工事費と運営管理業務委託費の合計）に対して設定します。

4 様式集に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
1	様式全般						記入内容について特別に説明させて頂くものがございましたら、注釈を付けて示すことをお認め頂けますでしょうか。	注釈を付けることを認めます。
2	第3号					参加表明書	グループ名を記載する箇所がございますが、参加申請時では「代表企業名+グループ」の表記でよろしいでしょうか。また、そのほかの様式も同様な記載方法でよろしいでしょうか。	グループ名は、入札参加者自身で設定するグループ名であり、本組合から通知する受付グループ名とは異なります。そのため、「代表企業名+グループ」でも問題ありません。
3	第3号					参加表明書	協力企業を共同企業体とする場合の記載方法としては、共同企業体を組成している各協力企業の社名を記載する必要はなく、共同企業体名を記載すると理解してよろしいでしょうか。 また、本様式以降の様式で共同企業体名を記載する場合、同様の記載方法をとってよいと理解してよろしいでしょうか。 その場合、本様式に共同企業体協定書を添付する必要があると理解してよろしいでしょうか。	全てお見込みのとおりです。
4	第4号(1/2)					構成員及び協力企業一覧表	建築物の設計を行う企業と建設を行う企業が別の場合、「建築物の設計を行う企業」「建築物の建設を行う企業」と欄を分けて記載すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	第6号(2/3)	6				添付書類	各添付書類のうち原本の添付が必要な書類は、使用印鑑届のみであると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	第6号(2/3)	6				添付書類（構成員及び協力企業について必要な書類）	構成員及び協力企業について必要な書類のリストに、会社概要（最新のもの）との記載がございますが、最新の会社案内（パンフレット等）を添付すれば足り得ると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	第6号(2/3)	6				添付書類（構成員及び協力企業について必要な書類）	提出する納税証明書は、納税証明書その3の3、法人市民税、法人県民税、法人事業税の4つでよろしいでしょうか。 また、本店所在地と様式第3号、第4号等に記載する住所が異なる場合、法人市民税（市）、法人県民税・法人事業税（都道府県）は、様式第3号、第4号等に記載する代表企業の所在地（支店）でよろしいでしょうか。	全てお見込みのとおりです。
8	第6号(2/3)	6				添付書類（本施設の建築物の設計・建築を行う者）	入札参加申請時にご提出する配置予定技術者（建築工事業）と配置予定技術者（清掃施設工事）につきましては、現時点で配置可能な資格者を有していることをご確認頂く為のものであると理解します。つきましては、事業実施時には改めて必要な資格要件を満たす者を配置することを前提として、配置技術者を選任させて頂けないでしょうか。	参加資格確認申請時に提出した配置予定技術者の配置を原則としますが、事業実施時に、異なる技術者を配置する場合には、事前に組合の承諾を得てください。
9	第6号(2/3)	6				添付書類（本施設の建築物の設計・建築を行う者）	建築物の設計・施工を行う者の添付書類について、建設業法の規定による「建築工事業」に係る監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できることを証明する書類（監理技術者資格の免状の写し等）を添付するよう記載がございますが、事業実施時には協力企業から選任してもよろしいでしょうか。 その場合、入札説明書に記載の「本施設の建築物の設計、施工業務を行う者の要件」は1者がア～オ全ての要件を満たす必要がございますため、本書類（免状の写し等）は、代表企業及び協力会社それぞれから選任することで足りるでしょうか。	前段は、問題ありません。 後段は、お見込みのとおりです。
10	第6号(2/3)	6				添付書類（本施設の建築物の設計・建築を行う者）	監理技術者資格の免状の写し等とは監理技術者資格証の写しのご提出で満足するものと理解してよろしいでしょうか。 また、本施設のプラント設備の設計・施工を行う者においても同様と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
11	第6号 (3/3)	6				添付書類（本施設の運営を行う者）	本施設の運営を行う者について、維持管理業務と運転管理業務を行う企業が別の場合、「維持管理業務」「運転管理業務」と欄を分けて記載してよろしいでしょうか。	運転管理業務について記載してください。
12	第6号 (3/3)	6				添付書類（本施設の運営を行う者）	本施設の運営を行う者の要件を記入する書類として、「様式第8号-4」と「様式第9号-5」が挙げられておりますが、それぞれ「様式第9号-3」、「様式9号-4」を提出するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	第6号 (3/3)	6				添付書類(その他)	協力企業を共同企業体とする場合には本共同企業体協定書の提出は不要であると理解してよろしいでしょうか。	4 様式集に対する質問_No. 3を参照してください。
14	第7号					委任状	本様式に記載する代表企業代表者（2委任事項 に示す委任するもの）は、代表企業の代表取締役（社長）であると理解してよろしいでしょうか。また、様式第8号における代表企業代表者においても同様と理解してよろしいでしょうか。	代表企業の代表者が代表取締役（社長）の場合には、お見込みのとおりです。代表企業が、構成市町の競争入札参加資格者名簿に登録している支店等の場合には、当該支店長等が代表者となります。様式第8号においても同様です。
15	第8号					委任状	本様式に記載する代理人は、様式第7号及び様式第8号に記載する代表企業代表者から委任を受ける支店長等であると理解してよろしいでしょうか。	4 様式集に対する質問_No. 14を参照してください。なお、支店長等名で参加表明し、委任事項に記載の内容を支店長等が行う場合には、本委任状の提出は不要です。
16	第9号-1 第9号-2 第9号-3 第9号-4	各業務を担当する者の要件を証明する書類					実績を有していることが確認できる書類、当該業務を受託していることが確認できる書類、当該業務を受託していることを証明する書類として契約書の写しとございますが契約書全てを添付するのではなく発注者・契約者・日付・金額・工期等が記載されている部分を抜粋して添付することで足りるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	第9号-2					「入札説明書 第3章 2(2) オ」に規定する施設の設計・建設工事実績	「入札説明書 第3章 2(2) オ」とございますが、「入札説明書 第3章 2(2) エ」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	第9号-4					「入札説明書 第3章 2(3) イ」に規定する配置予定者の資格及び業務経験	本事業は運営開始が令和8年4月からの予定であるため、現時点で提出する配置予定者につきましては、今後本人の健康上の問題や人事異動等の理由からやむを得ず変更を行う可能性もあります。本配置予定者については、資格要件等を全て満たす者を配置する前提として、運営開始前に改めて協議をさせていただけるものと理解してよろしいでしょうか。	4 様式集に対する質問_No. 8を参照してください。
19	第9号-4					「入札説明書 第3章 2(3) イ」に規定する配置予定者の資格及び業務経験	現場総括責任者として業務を行った施設の運転管理を業務として受託している場合、当該業務を受託していることを証明する書類を添付すると記載がございますが、※にて注記いただいている書類に加え、資格証の写し、健康保険証の写しを添付することで足りると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	第16号-2-1 (別紙1)					運転基準値・要監視基準	停止基準が「塩化水素30ppm、硫黄酸化物50ppm」とありますが、「塩化水素50ppm、硫黄酸化物30ppm」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	第16号-4-1、第16号-4-2 (別紙1)	⑥				年間発電量等	年間使用量は年間の施設内使用消費電力と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	第16号-6-1 (別紙1)					地元貢献（定量評価）	③地域の人材活用（地元雇用）について、雇用における地元の定義は、「本組合構成市町在住者かつ、本組合構成市町の住民票を有する者」との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
23	第16号-6-2					地元貢献（定量評価）	地元企業への発注予定額を算出する上で、本項目で示されている本組合構成市町に事業所（本店・支店）を有する企業とは、本事業の入札公告時点（令和3年8月10日現在）に所在していることを条件とすると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	第16号-6-2					地元貢献（定量評価）	地元貢献額の算定について、実体のない商社行為に係る金額の計上（発注）が行われた場合、やみくもに発注額を膨らませるだけであり、尚且つ税務上、税務否認される可能性がございますため、実体のない商社行為は地元発注額の加算対象とはならないものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 地元貢献額は、仲介のみを行う商社または商社行為を除いて提案してください。
25	第16号-6-2					地域貢献（定量評価）	1次下請が地元外企業と地元企業との共同企業体の場合の地元貢献金額は、元請より1次下請JVに発注する金額を1次下請JVの出資比率に応じた額を加算対象とするものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	第16号-6-2					地域貢献（定量評価）	1次下請が地元外企業と地元企業との共同企業体（甲型JV）の場合、当該一次下請JVの2次下請に地元企業がある場合、地元貢献金額は図3同様の計算式に基づき算出されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	第18号					委任状（開札の立ち会い）	本書類は、本事業の構成市町へ指名参加登録をしている代表企業の代表者（代表取締役（社長等））から実務担当者（代理人）への委任状であると理解してよろしいでしょうか。	代表企業の代表者については、No. 14を参照してください。代理人についてはお見込みのとおりです。

5 基本協定書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	3	3	7		運営事業者の設立	発注者の要請に応じ、発注者を担保権者とする担保権を設定しなければならないとの記載がございますが、これは運営事業者の財務状況が著しく悪化した際の措置であり、通常は本要請は無いものと理解してよろしいでしょうか。	運営事業者の財務状況が著しく悪化した場合のみに限るものではありませんが、通常は本要請は行わない予定です。
2	3	4	4		事業契約についての協議及び締結	「発注者及び落札者は～努めるものとする」とございますが、事業者の責に因らない要望・指摘等を実現させるために費用が必要となった場合、協議できるものと理解してよろしいでしょうか。	要望、指摘等の内容に応じて協議は行いますが、実現に努めてください。
3	5	10	3	(1)	秘密保持	弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等に開示する場合に相手方に通知するという条件は実務的でないため、法令上守秘義務を負う第三者については、事前通知なく開示できる条件としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。必要に応じ、落札者決定後に契約協議の中で協議します。
4	5	9	2		有効期間	「本基本協定の終了後も、第5条、第6条、前条、第10条及び第11条の定めは有効に存続し、当事者を法的に拘束し続ける。」とございますが、第5条、第6条、第8条、第10条及び第11条の違約金に関する事項は、他の事業契約書（基本契約書、建設工事請負契約書、運營業務委託契約書）にも記載がございます。第5条、第6条、前条、第10条及び第11条は基本協定書が終了した後も有効に存続するため、各々の事業契約書に規定される違約金とは重複して課せられることはないものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

6 基本契約書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	1	4	1		入札説明書等の優先順位	本基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約が質問回答書より上位に位置付けられておりますが、本基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約についての質問回答においては、最優先で適用されると解釈してもよろしいでしょうか。	各契約書(案)と質問回答書の内容との間に齟齬がある場合には、落札者と契約を締結する際に、質問回答書の内容を反映して契約を結びますので、優先順位は原文のとおりとなります。
2	1	4	3		入札説明書等の優先順位	「発注者及び落札者は～努めるものとする」とございますが、事業者の責に因らない要望・指摘等を実現させるために費用が必要となった場合、協議できるものと考えてよろしいでしょうか。	要望、指摘等の内容に応じて協議は行いますが、実現に努めてください。
3	4	8	4		事業契約	「第1項から第5項までの規定にかかわらず」とございますが、「第1項から第3項までの規定にかかわらず」との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	5	15	2		運営事業者の損害賠償義務等の履行の保証	「前項に規定する保証の額の上限は、運營業務委託料の総額の10分の1に相当する額とする」とございますが、事業開始から履行が進んでいくため、事業期間固定した金額ではなく、残事業期間の運営費総額に変更して頂きたいお願い申し上げます。	原文のとおりとします。
5	7	22	3	(1)	秘密保持	弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等に開示する場合に相手方に通知するという条件は実務的でないため、法令上守秘義務を負う第三者については、事前通知なく開示できる条件としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。必要に応じ、落札者決定後に契約協議の中で協議します。

7 建設工事請負契約書(案)に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	1	1	2	(4)	総則	不可抗力の定義にCovid-19等の疫病についても、その対象となると考えてよろしいでしょうか。	疫病は不可抗力の対象にはなりません。ただし、国、県等から出される通知等に従い対処します。
2	1	1	3		総則	基本契約、本約款（本建設工事請負契約書）が質問回答書より上位に位置付けられておりますが、基本契約、本約款についての質問回答においては、最優先で適用されると解釈してもよろしいでしょうか。	各契約書（案）と質問回答書の内容との間に齟齬がある場合には、落札者と契約を締結する際に、質問回答書の内容を反映して契約を結びますので、優先順位は原文のとおりとなります。
3	4	5条の2	2		著作権の譲渡等	受注者が指定した図書、図面等については、「受注者の承諾をもって第三者に開示、又は公開する」としていただけませんか。	原文のとおりとします。
4	4	5条の2	3	(3)	著作権の譲渡等	実施設計図書の開示を行う際に都度承諾をいただくことは難しいため、下請業者に開示することや、受注者の子会社に対して譲渡したり複写させたりすることは可としていただけませんか。	原文のとおりとします。ただし、都度承諾を要するかは、落札者と協議を行います。
5	12	19			要求水準書等の変更	要求水準書等を変更される場合、履行期間及び請負代金額等の変更内容については事前にご協議させていただきますでしょうか。	原文のとおり、本条に基づく変更は事前の協議を要するものではありません。
6	12	20	1, 2		工事中止	発注者の催告による本工事中止についての記載がございますが、保健所等の公的機関による催告または発注者と受注者の協議による中止についても本条が適用されるものと理解してよろしいでしょうか。	発注者が必要と認めた場合には、お見込みのとおりです。
7	13	22	1		受注者の請求による履行期間の延長	工事現場や製作現場でクラスターが発生した場合も受注者の責めに帰すことができない事由であり、履行期間の延長や請負代金額の変更に係る協議は可能であると理解してよろしいでしょうか。	国、県等からの通知やその他状況により、慎重に判断します。
8	13	23	2		受注者の請求による履行期間の短縮等	「通常必要とされる期間に満たない履行期間」とは、履行期間の短縮を意味するものと理解してよろしいでしょうか。その場合「履行期間を延長すべき場合」という文言は「履行期間を短縮すべき場合」と読み替えてよろしいでしょうか。	前者について、お見込みのとおりです。後者について、本条項は、履行期間を延長すべき場合の記載ですので、原文のとおりとなります。
9	13	24	1		履行期間の変更方法	14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定める規定となっておりますが、発注者が定め、受注者に通知するのではなく、改めて協議日数についてご協議いただくものとしていただけませんか。	原文のとおりとします。

8 運營業務委託契約書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	4	10	2		一括再委託等の禁止	業務の一部を第三者に委託する場合にはあらかじめ貴組合の承諾を得なければならない旨の記載がございますが、これは廃掃法に係る業務である場合であり、SPCの経理業務の委託等、事務委託に類するような業務については規定の範囲外であると理解してよろしいでしょうか。	廃掃法に係る業務か否かに関わらず、本条項は適用となります。
2	4	10	2		一括再委託等の禁止	一括再委託ではなく、主たる部分に該当しない軽微な業務については、事前の承諾を得れば受注者からと同様に運転・維持管理企業から委託を行うことは可能でしょうか。	事前に本組合の承諾を得た場合には、お見込みのとおりです。
3	7	19			車両・重機等	受注者が受注者の費用負担にて車両・重機等を用意することとございますが、受注者の所有とする、運転・維持管理企業の所有とする、リースによる手配とするの如何は問われないものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	7	21	2		災害発生時などの協力	貴市が受注者に発生した合理的な範囲の追加的費用を支払うとございますが、これは第36条（ごみ量）、第37条（ごみ質）の規定に従いご協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	14	46	2		本施設の改良保全	発注者が負担することが合理的と発注者が認める費用については、発注者が負担するとございますが、新技術等の導入検討については、貴組合のご要望により検討する場合については、貴組合にご負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	本組合の要望か否かによらず、検討内容に応じて本組合による費用負担が合理的かどうかを判断します。